

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

富山市長

藤井 裕久 殿

提出者

住 所 富山市不二越本町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 不二越

TQC・TPM推進本部 本部長 桃井 伸一

電話番号 076-423-6573

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社不二越 東富山事業所
事業場の所在地	富山市米田町三丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	金属精錬業、製造業
② 事業の規模	資本金 160億円
③ 従業員数	従業員数 3,541名(内 東富山事業所 528名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	東富山事業所内で発生した廃棄物は、委託契約を結んだ業者に運搬・処理を依頼し適切な処理を行っている。 別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3-1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙3-1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙3-1のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b> 別紙3-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	<b>【目標】</b> 別紙3-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				実績なし	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量		t		t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3-2のとおり				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全処理委託量		t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t
	再生利用業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t
	(これまでに実施した取組)				

(第5面)

②計画	<b>【目標】 別紙3-2のとおり</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全 処 理 委 託 量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 <small>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	t
(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄		

(第6面)

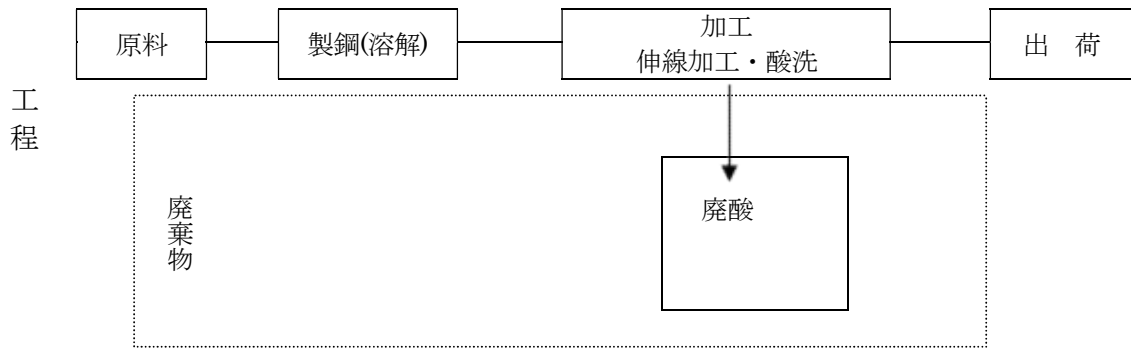
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

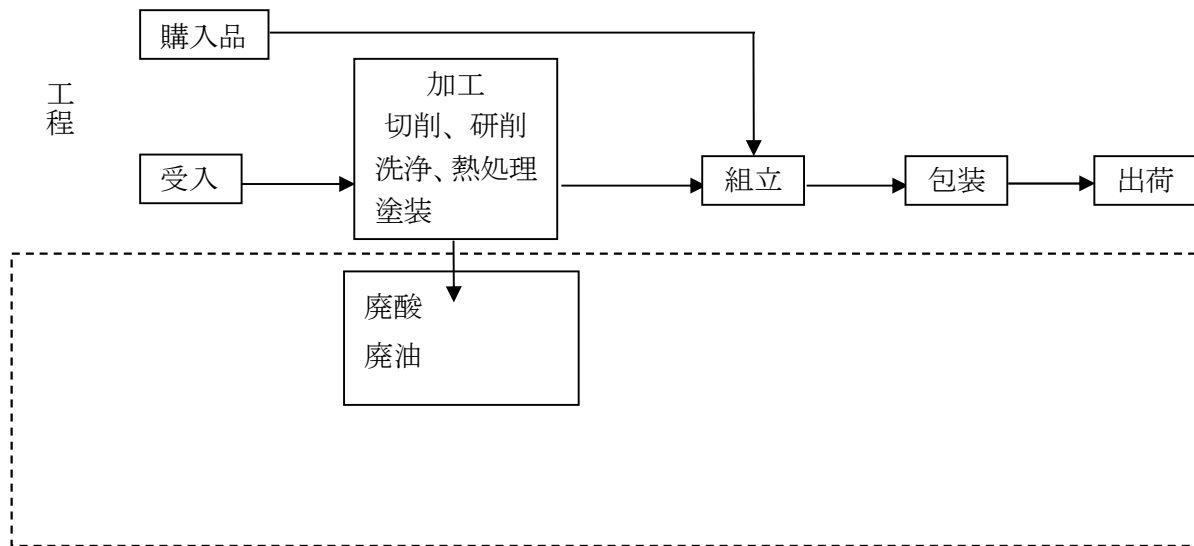
別紙 1

○ 廃棄物発生フロー

[マテリアル製造所]



[中田]



○ 廃棄物処理方法

廃棄物名	中間処理/最終処分	
廃酸	中和、脱水	再資源化
廃油	焼却、油水分離、脱水	再資源化、発電用熱源、埋立
廃アルカリ	焼却	発電用熱源

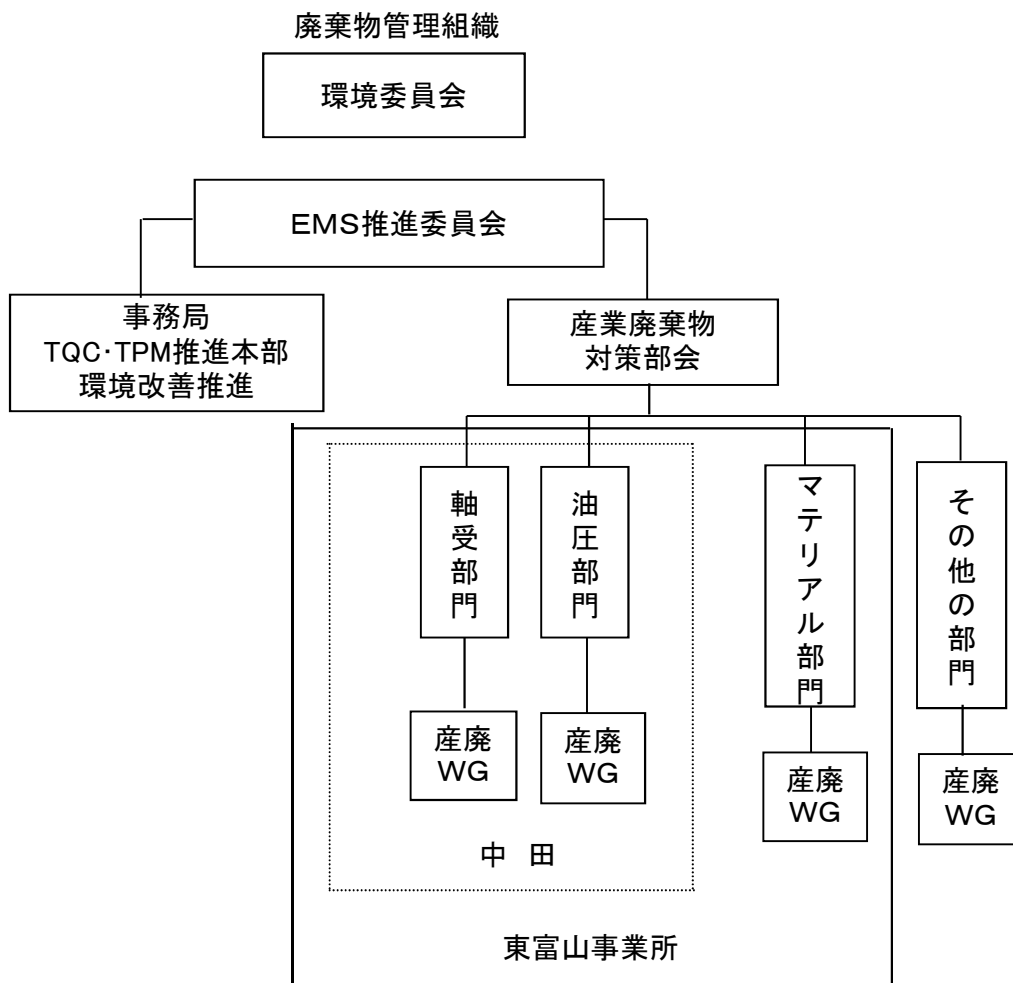
別紙2

管理体制(廃棄物処理に係る管理体制等)

環境統括責任者	所 属 : 東富山事業所      職 : 事 業 所 長
廃棄物担当	マテリアル製造所 管理課 課長
	・廃棄物処理計画の作成・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
	・産業廃棄物処理施設の運転
廃棄物管理担当	・維持管理状況の把握
	・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置
	・監督官庁への各種報告
	・社員、関連会社に対する教育、啓発
	・その他関係する事項

※その他事務局が実施する内容は下表の通り

廃棄物管理担当	・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理・委託契約の締結
	・産業廃棄物管理票の交付、管理・監督官庁への各種報告
	・社員、関連会社に対する教育、啓発





## 別紙 3-1

○特別管理産業廃棄物の排出と抑制に関する事項

○特別管理産業廃棄物の分類に関する事項

前年度（令和4年度）実績

産業廃棄物の種類	排出量(t)	発生量の内訳 (マテリアル製造所)	発生量の内訳 (中田工場)	これまでに実施した取り組み (①現状)	今後実施する予定の取組 (②計画)
廃酸 (pH2.0以下)	654.9	654.9		中和処理後の残さはリサイクル化している。	今後もリサイクル化を継続して残渣の発生を抑える。
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	23.1		23.1	焼却又は油水分離後に発生する残渣のリサイクル化に努めている。	今後もリサイクル化を推進して残渣の発生を抑える。
計	678.1				

## 別紙 3-2

○特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○特別管理自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	前年度 (令和4年度) 実績	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の 残渣⑥	自ら中間処理により 減量した量⑦	処理委託量 ⑩	優良認定処理業者への 処理委託量⑪	再生利用業者への 処理委託量⑫	認定熱回収業者への 処理委託量⑬	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量⑭
廃酸 (pH2.0以下)	654.9				654.9	654.9	654.9		
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	23.1				23.1	21.9	4.1	17.8	
計	678.1				678.1	676.9	659.0	17.8	

## ②目標

産業廃棄物の種類	目標	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の 残渣⑥	自ら中間処理により 減量した量⑦	処理委託量 ⑩	優良認定処理業者への 処理委託量⑪	再生利用業者への 処理委託量⑫	認定熱回収業者への 処理委託量⑬	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量⑭
廃酸 (pH2.0以下)	687.7				687.7	687.7	687.7		
廃アルカリ (pH12.5以上)									
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	24.3				24.3	23.0	4.3	18.7	
計	712.0				712.0	710.7	692.0	18.7	